

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

○新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方※は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

○担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中の納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

・令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する村県民税、法人住民税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

・これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

・関係法令の施行日（令和2年4月30日）から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

お問い合わせ先

芸西村総務課税務係33-2111（直通）

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
- ・個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・収入の減少が20%に満たないことだけを理由に特例の適用を許可しないものではなく、20%に若干満たない場合であっても、個々の状況を踏まえ、概ね20%減少していることとして取り扱う場合もあります。
- ・なお、特例が認められない場合であっても、他の猶予制度を受けられる場合があります（通常、年1.6%の延滞金がかかります）。

Q 令和2年2月より個人事業主として開業したが、令和2年1月以前の実績がなく、前年同期比による申請ができない場合、今回の特例は受けることはできませんか。

- ・比較対象となる前年同期の収入がない場合、任意の比較に適した期間・金額で収入減少を検討することになります。昨年の収入状況がわかる資料をご準備いただき、ご相談ください。

Q 特例の適用ができる税額ほどの程度ですか。

- ・一時に納税をすることが困難かどうかを判断のうえ、納付すべき税額から納付可能額を差し引いた金額が猶予額となります。

Q 収入や現預金の状況が分かる資料とはどのようなものですか。

- ・例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況を伺います。
- ・また、前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。

－年間収入を按分した額（平均収入）と比較

－事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

Q 一つの税目で納期限が複数あるものをまとめて申請することはできますか。

- ・徴収猶予の特例は、申請をする時点において、一時に納付困難な事情があることが要件となります。納期限が翌月に到来する程度であれば、一連の資金繰りとしてまとめて申請することも可能ですが、資金繰りの状況は刻々と変化することから、それ以上となる場合は、納付すべき地方税の発生の都度、申請いただく必要があります。

Q 納期限までに申請ができない場合は、どうなりますか。

- ・改正法施行日から2か月経過した後に納期限が到来するものは、原則納期限までの申請が必要です。一方、本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合など、やむを得ない理由がある場合には、例外的に納期限後の申請も受け付けることができます。